

用語の説明

障害認定日

障害の状態を定める日のことを「障害認定日」といいます。

- その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日

例えば、令和4年4月1日が初診日だとすると、障害認定日は1年6か月後の令和5年10月1日となります。

- 1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその治った（症状が固定した）日。